

# 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団保存樹等補助金交付要綱

昭和 63 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号。以下「法」という。）岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則（昭和 59 年岐阜市規則第 14 号。以下「規則」という。）及び岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する要綱（昭和 63 年 3 月 25 日決裁以下「要綱」という。）の規定に基づき、市長が指定した保存樹等に対して一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長が、補助金を交付するについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第 2 条 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長（以下理事長という。）は、保存樹の所有者または管理者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金の交付は、要綱第 4 条により市長が指定した日の翌年度からとする。

2 補助金の算定基準は、別表 1 のとおりとする。

(補助金交付申請)

第 3 条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、保存樹等補助金交付申請書（様式第 1 号）及び事業計画書（様式第 2 号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定、交付及び通知)

第 4 条 理事長は、前条に規定する保存樹等補助金交付申請書及び事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付決定をし、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた者については、保存樹等補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

(実績報告)

第 5 条 第 2 条の規定による補助金の交付を受けた者については、事業終了後、事業実績報告書（様式第 4 号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 6 条 理事長は、補助金の交付決定又は、交付後において、不正な手段等でこれを受けたことが明らかなものに対し、決定の取消し、又はその全部、若しくは一部の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 補助金算定基準

単位円

樹 木	1 所有（管理）につき	
	1 本目の樹木	5,000
	2 本目以降の樹木については、1 本につき	3,000
はん登性樹木	枝葉の面積	
	30 m <sup>2</sup> 以上50 m <sup>2</sup> 未満の部分	2,000
	50 m <sup>2</sup> 以上の部分については、20 m <sup>2</sup> 増すごとに	1,000
樹 林	樹林の面積	
	500 m <sup>2</sup> 以上1,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上	25,000
生 け 垣	生け垣の長さ	
	30 m以上35 m未満の部分	3,000
	35 m以上の部分については、5 m増すごとに	1,000